

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一（第十五条関係）

職 員	(略)	十二 こども家庭センター（支所及び分室を含む。）に勤務する職員で児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定に基づいて行う児童の福祉に関する業務に直接従事することを本務とする児童福祉司、児童心理司、保健師、児童指導員、心理療法担当職員、保育士及び看護師並びに児童相談、児童虐待通告に係る調査及び措置、児童相談における心理診断及び心理療法並びに児童の一時保護における指導及び行動観察の業務に直接従事することを本務とする職員
調整数	(略)	(略)

改正前

別表第一（第十五条関係）

職 員	(略)	十二 こども家庭センターに勤務する職員で児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定に基づいて行う児童の福祉に関する業務に直接従事することを本務とする児童福祉司、児童心理司、保健師、児童指導員、心理療法担当職員、保育士及び看護師並びに児童相談、児童虐待通告に係る調査及び措置、児童相談における心理診断及び心理療法並びに児童の一時保護における指導及び行動観察の業務に直接従事することを本務とする職員
調整数	(略)	(略)

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。